

平成 20 年度悪臭防止法施行状況調査について（お知らせ）

平成 21 年 12 月 24 日（木）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 土居 健太郎（内線 6540）
補佐 久保 祥三（内線 6543）
担当 古川 由美子（内線 6545）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 20 年度における悪臭防止法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（１）悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 20 年度末現在、全国の市区町村の 72.0% に当たる 1,296 市区町村であった。

（２）臭気測定業務従事者（臭気判定士）の状況

平成 8 年に創設された臭気測定業務従事者（臭気判定士）の数は年々増加しており、平成 20 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は 3,082 名（前年度 2,929 名）となった。

（３）悪臭苦情の状況

悪臭苦情の件数は平成 20 年度は 16,245 件（前年度 17,533 件）であり、前年度に比べ 1,288 件減少し、5 年連続で減少した。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 4,132 件（全体の 25.4%）、サービス業・その他が 2,325 件（14.3%）、その他の製造工場が 1,701 件（10.5%）等であった。

前年度と比較すると、野外焼却に対する苦情が 476 件、サービス業・その他に対する苦情が 308 件減少していた。

（４）悪臭防止法に基づく措置の状況

悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情 6,507 件のうち、法に基づく立入検査が 2,525 件実施された。また、測定が 93 件実施された結果、規制基準を超えていたものが 47 件であり、法に基づく改善勧告は 5 件行われたが、改善命令は行われなかった。この他、行政指導が 1,764 件行われた。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

・悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 20 年度末現在、全国の市区町村の 72.0% に当たる 1,296 市区町村であった（表 1）。

表 1 規制地域の指定状況（平成 20 年度末現在）

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市区町村数	(%)
市	783	725 (92.6%)
区	23	23 (100.0%)
町	802	493 (61.5%)
村	192	55 (28.6%)
計	1,800	1,296 (72.0%)

・臭気測定業務従事者（臭気判定士）の状況

平成 8 年に創設された臭気測定業務従事者（臭気判定士）の数は年々増加しており、平成 20 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数は 3,082 名（前年度 2,929 名）となった。

・悪臭苦情の状況

（1）苦情件数の推移

平成 20 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 16,245 件であり、5 年連続で減少した（図 1）。これは平成 19 年度（17,533 件）と比較すると、1,288 件（7.3%）の減少となった。

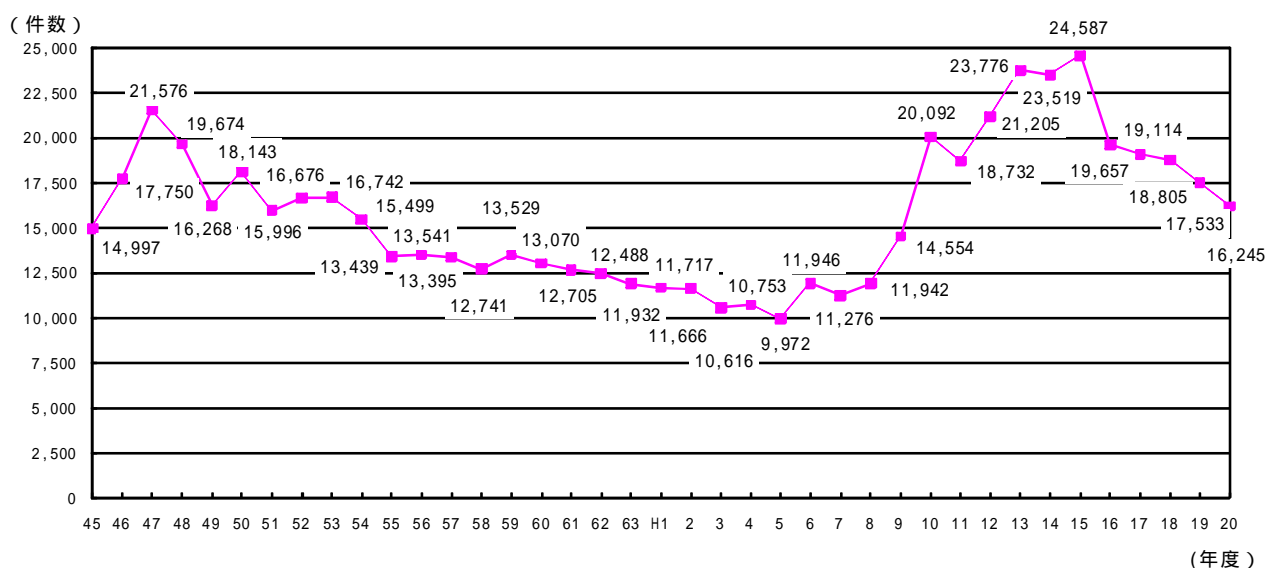


図 1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成20年度の苦情件数を発生源別に見ると、野外焼却に係る苦情が最も多く、4,132件で全体の25.4%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,325件(14.3%)、第3位はその他の製造工場の1,701件(10.5%)であった(図2、図3)。

また、平成19年度と比較すると、野外焼却に対する苦情が476件(10.3%)、サービス業・その他に対する苦情が308件(11.7%)減少した。

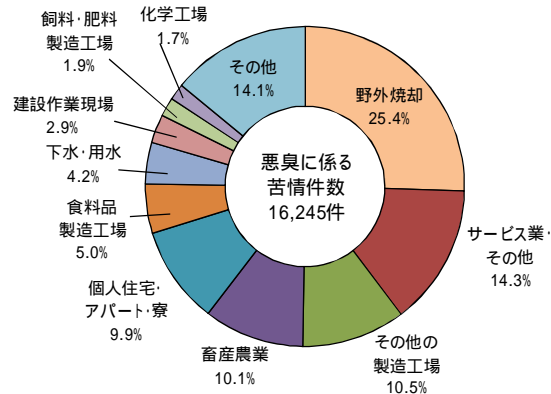


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成20年度)

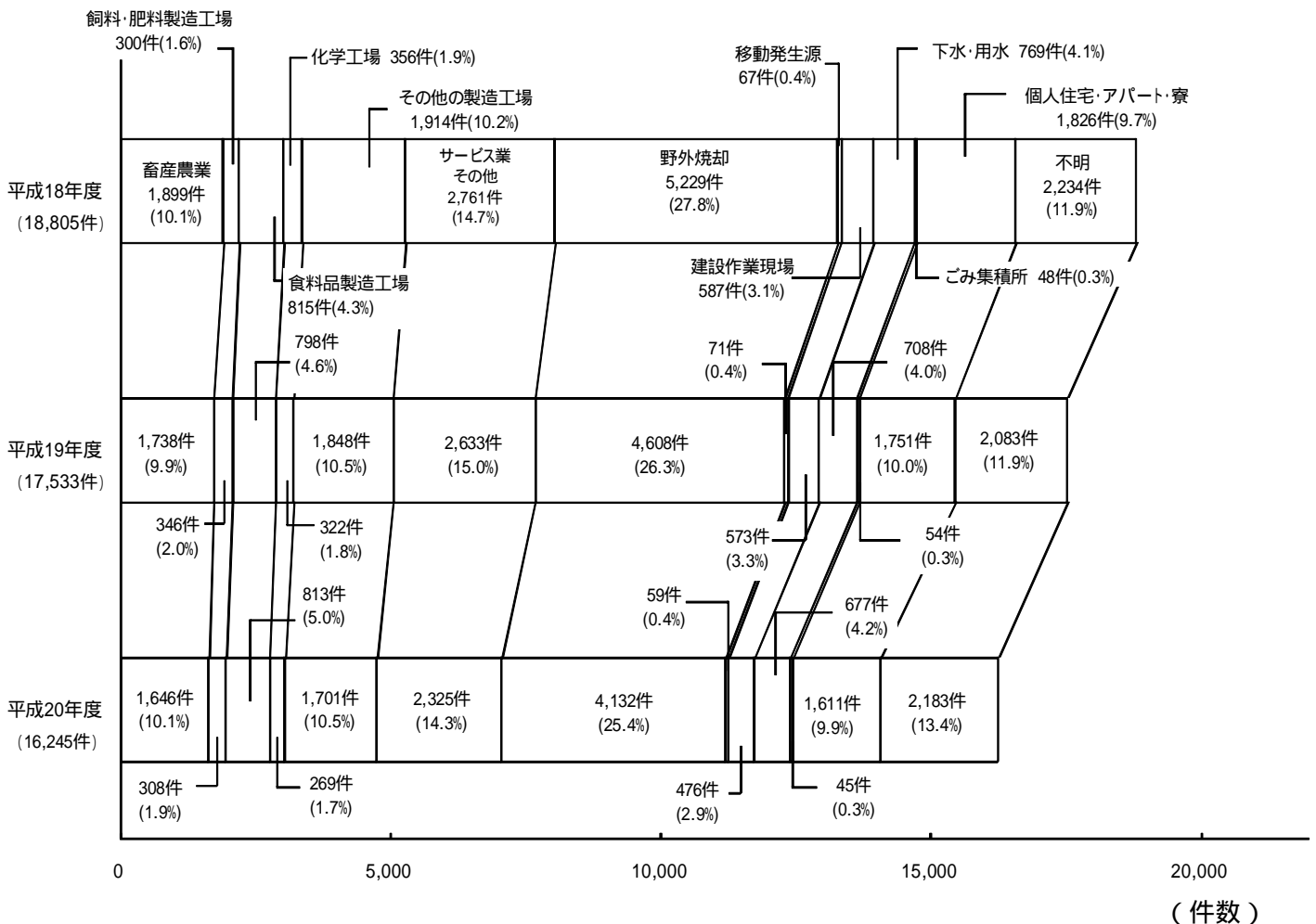


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成20年度の苦情件数を都道府県別に見ると、愛知県の1,511件が最も多く、次いで東京都1,403件、神奈川県1,110件、埼玉県1,051件、大阪府1,040件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の37.6%を占めており、都市部における苦情の多さが目立った。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中32都道府県で苦情が減少した(表2、表3)。

表2 都道府県別苦情件数(上位5都府県)

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	愛知県	1,511	1	沖縄県	241
2	東京都	1,403	2	宮崎県	209
3	神奈川県	1,110	3	愛知県	204
4	埼玉県	1,051	3	三重県	204
5	大阪府	1,040	5	大分県	196
	全国	16,245		全国平均	127

人口は平成20年10月1日現在の総務省統計局現在推計人口による

表3 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況(単位:件)

都道府県	平成19年度	平成20年度	増減	都道府県	平成19年度	平成20年度	増減
北海道	369	326	43	滋賀県	156	143	13
青森県	104	109	5	京都府	431	467	36
岩手県	159	142	17	大阪府	1,128	1,040	88
宮城県	277	250	27	兵庫県	539	421	118
秋田県	98	129	31	奈良県	180	176	4
山形県	199	211	12	和歌山県	112	136	24
福島県	203	181	22	鳥取県	44	74	30
茨城県	529	548	19	島根県	70	59	11
栃木県	292	251	41	岡山県	154	164	10
群馬県	293	293	0	広島県	325	302	23
埼玉県	1,244	1,051	193	山口県	158	169	11
千葉県	949	731	218	徳島県	98	78	20
東京都	1,770	1,403	367	香川県	116	81	35
神奈川県	1,131	1,110	21	愛媛県	260	243	17
新潟県	248	289	41	高知県	64	34	30
富山県	61	57	4	福岡県	761	666	95
石川県	122	110	12	佐賀県	74	63	11
福井県	140	135	5	長崎県	210	209	1
山梨県	161	125	36	熊本県	110	107	3
長野県	374	345	29	大分県	216	235	19
岐阜県	306	280	26	宮崎県	270	237	33
静岡県	542	549	7	鹿児島県	306	291	15
愛知県	1,590	1,511	79	沖縄県	226	331	105
三重県	364	383	19	合計	17,533	16,245	1,288

は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成20年度の総苦情件数16,245件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは6,507件(40.1%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が2,305件(14.2%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が7,433件(45.8%)であった(表4)。

表4 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	6,507 (40.1%)	2,305 (14.2%)	8,812 (54.2%)
規制対象外の 発生源	5,586 (34.4%)	1,847 (11.4%)	7,433 (45.8%)
合計 (%)	12,093 (74.4%)	4,152 (25.6%)	16,245 (100%)

・悪臭防止法に基づく措置の状況

(1) 工場・事業場に対する規制措置等の状況

平成20年度に行われた悪臭防止法に基づく措置等の件数は、規制地域内の工場・事業場に係る苦情6,507件(前年度7,556件)に対して、立入検査は2,525件(同2,695件)、報告の徴収は424件(同487件)、測定は93件(同105件)であった。また、測定の結果、規制基準を超えていたものは47件(同52件)であり、法に基づく改善勧告は5件(同5件)行われたが、改善命令は行われなかった(同0件)。

なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,764件(同1,948件)行われた(表5)。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況(件数)

	平成19年度	平成20年度	前年度比
苦情件数	7,556	6,507	86.1%
立入検査	2,695	2,525	93.7%
報告の徴収	487	424	87.1%
測定	105	93	88.6%
(うち基準超過)	52	47	90.4%
改善勧告	5	5	100.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,948	1,764	90.6%